

第6期

定時株主総会 招集ご通知

2019年4月1日～2020年3月31日



OSJBホールディングス株式会社

証券コード 5912

開催日時

2020年6月24日(水曜日)
午前10時(受付開始 午前9時15分)

開催場所

東京都江東区東陽4丁目11番3号
江東区文化センター ホール

※昨年と会場が異なりますので、末尾の「会場ご案内図」
をご参照下さい。

議決権行使期限

当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットに
よって議決権を行使することができますので、**2020年6
月23日(火曜日)午後5時30分までに**議決権を行使し
てくださいますようお願い申し上げます。

CONTENTS

第6期定時株主総会招集ご通知	01
議決権行使のご案内	04
株主総会参考書類	06
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 8名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) の報酬額設定の件	
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	
第7号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外 取締役を除く。)に対する株式報酬額設定の件	

(添付書類)

事業報告	31
連結計算書類	48
計算書類	51
監査報告書	54

(証券コード 5912)
2020年6月9日

株 主 各 位

東京都江東区豊洲五丁目6番52号



OSJBホールディングス株式会社

代表取締役社長 大野 達也

第6期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第6期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、日本政府における緊急事態宣言及び東京都による緊急事態措置など、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から各種自粛要請が出され、宣言・措置解除後も引き続き警戒を緩めぬよう要請されております。これら事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、引き続き懸念される新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、感染拡大防止の観点から、本年は健康状態に関わらず、可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、書面またはインターネット等による事前の議決権の行使をお願い申し上げます。

なお、議決権は以下のいずれかの方法によって行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月23日（火曜日）午後5時30分までに行使いただきますようお願い申し上げます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権の行使の場合]

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「電磁的方法（インターネット）による議決権行使のお手続きについて」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

敬具

記

1. 日 時 2020年6月24日(水曜日) 午前10時(受付開始 午前9時15分)
2. 場 所 東京都江東区東陽4丁目11番3号
江東区文化センター ホール
※新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合がございます。その場合は、インターネット上の当社のウェブサイト(<https://www.osjb.co.jp/>)に掲載させていただきます。株主の皆様におかれましては、当日ご来場いただく場合でも、事前に、当社のウェブサイトを必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第6期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第6期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
 - 第7号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する株式報酬額設定の件

4. 招集にあたっての決定事項

当社は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、添付書類のうち次に掲げる事項を当社のウェブサイト(<https://www.osjb.co.jp/>)に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の「連結注記表」

②計算書類の「個別注記表」

したがって、本招集通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であり、監査役が監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイト(<https://www.osjb.co.jp/>)に掲載させていただきます。

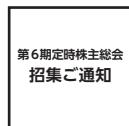
◎総会ご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

※新型コロナウイルスをはじめとする感染予防及び拡散防止のため、当日スタッフはマスク着用にて対応させていただくことがございます。株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましても、株主総会開催日時点での状況やご自身の健康状態にご留意のうえ、マスク着用など感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

当社の経営に参加できる権利「議決権」をご行使ください。

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。6頁以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

■当日ご出席の株主様



お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本冊子「第6期 定時株主総会 招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2020年6月24日（水曜日） 午前10時（受付開始 午前9時15分）

■当日ご出席いただけない株主様

郵送による議決権の行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。なお、各議案について賛否の表示がない議決権行使書用紙が提出された場合は、会社提案に「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2020年6月23日（火曜日） 午後5時30分必着

インターネットによる 議決権の行使



パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる行使方法の詳細は **次頁** をご覧ください



行使期限 2020年6月23日（火曜日） 午後5時30分まで

■電磁的方法（インターネット）による議決権行使のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2020年6月23日（火）

午後5時30分まで

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



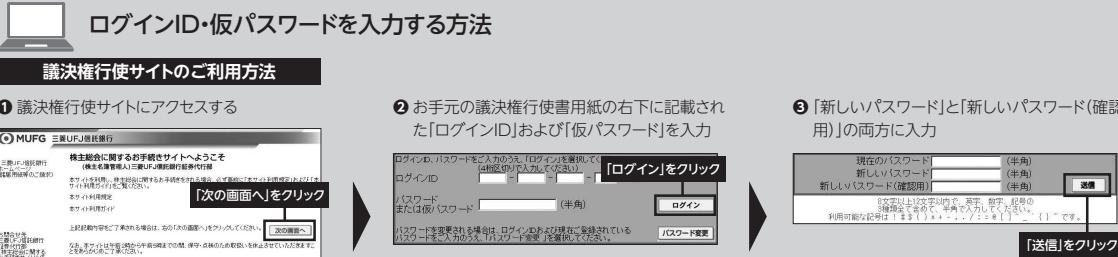
スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました！
同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。
二回目以降のログインの際は…
下記のご案内に従ってログインしてください。

議決権行使書副票(右側)

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイトのご利用方法

- 議決権行使サイトにアクセスする
- お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力
- 「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方を入力



以降画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

システム等に関するお問い合わせ（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部

☎0120-173-027（通話料無料）

受付時間：午前9時から午後9時まで

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する安定した利益還元を経営における最重要課題のひとつと考え、安定した利益配当を継続して実施することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその金額

当社普通株式1株につき 金8円

配当総額 金953,230,296円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現するため、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により創設された監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、当社定款につきまして、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。また、上記変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人	第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 (削除) 2. <u>監査等委員会</u> 3. <u>会計監査人</u>
第5条～第16条 (条文省略)	第5条～第16条 (現行どおり)
第17条 (員数) 当社の取締役は、20名以内とする。 (新設)	第17条 (員数) 当社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> は、20名以内とする。 2. <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>

現行定款	変更案
<p>第18条（選任方法） 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略) 3. (条文省略)</p> <p>第19条（任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>第20条～第21条（条文省略）</p> <p>第22条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第23条 (条文省略)</p>	<p>第18条（選任方法） 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>2. (現行どおり) 3. (現行どおり)</p> <p>第19条（任期） 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>第20条～第21条（現行どおり）</p> <p>第22条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>第24条 (取締役への委任)</u> 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。</p>
(新設)	<p><u>第25条 (取締役会規程)</u> 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>
(新設)	<p><u>第26条 (報酬等)</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第24条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>第27条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査等委員会</p>
<p><u>第25条 (員数)</u> 当会社の監査役は、4名以内とする。</p>	(削除)
<p><u>第26条 (選任方法)</u> 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権数の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p><u>第27条 (任期)</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削除)
<p><u>第28条 (補欠監査役の予選の効力)</u> 補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、4年後の定時株主総会の終結の時までとする。</p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>第29条（常勤の監査役） 監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定する。</p> <p>第30条（監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第31条（監査役の実任免除） 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第32条（会計監査人の設置） 当社は会計監査人を置く。</p> <p>第33条～第34条（条文省略）</p>	<p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>第28条（監査等委員会の招集通知） 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>第29条（監査等委員会規程） 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>第30条～第31条（現行どおり）</p>

現行定款	変更案
<p>第35条（会計監査人の報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第36条～第39条（条文省略）</p> <p>（新設） （新設） （新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>第32条（会計監査人の報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第33条～第36条（現行どおり）</p> <p>附則 <u>（監査役の責任免除に関する経過措置）</u></p> <p>1 <u>当社は、第6期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>第6期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第31条第2項の定めるところによる。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行します。

つきましては、取締役全員8名は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

ご参考：監査等委員でない取締役候補者一覧

候補者番号	氏名（年齢）	当社における地位・担当	取締役会／出席回数 （在任年数）
1	おおの たつや 大野 達也（満61歳） 再任	代表取締役社長	100%（15／15回） 在任年数：3年
2	はしもと ゆきひこ 橋本 幸彦（満58歳） 再任	取締役 内部統制担当 経営企画担当 管理部門担当 法務コンプライアンス担当	100%（15／15回） 在任年数：5年
3	さかした きよのぶ 坂下 清信（満61歳） 再任	取締役	93%（14／15回） 在任年数：14年
4	しょうじ あきお 正司 明夫（満57歳） 再任	取締役 技術部門担当	100%（11／11回） 在任年数：1年
5	あそづ かずや 遊津 一八（満62歳） 再任	取締役 施工部門担当	100%（11／11回） 在任年数：1年
6	かとう ひであき 加藤 英明（満67歳） 再任 社外 独立	取締役	93%（14／15回） 在任年数：3年
7	すだに ゆうこ 酢谷 裕子（満38歳） （戸籍上の氏名：田村 裕子） 再任 社外 独立	取締役	100%（11／11回） 在任年数：1年
8	もりなが ひろゆき 森永 博之（満67歳） 新任 社外 独立		



候補者番号

1

おの 大 野 達 也

(1958年11月28日生)

再任

所有する株式の数

28,737株

取締役就任期間

3年

取締役会出席回数

15/15回
(100%)

■ **略歴、当社における地位及び担当**

- 1983年 4月 オリエンタルコンクリート株式会社（現オリエンタル白石株式会社）入社
- 2010年 2月 同社取締役常務執行役員施工・技術本部長
- 2012年 6月 当社取締役
- 2015年 6月 オリエンタル白石株式会社取締役専務執行役員
施工・技術本部長
- 2016年 4月 同社取締役専務執行役員
土木本部長
- 2017年 4月 同社代表取締役社長
現在に至る
- 2017年 6月 当社代表取締役社長
現在に至る

(重要な兼職の状況)

オリエンタル白石株式会社代表取締役社長
一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会会長

■ **監査等委員でない取締役候補者とする理由**

大野達也氏は、オリエンタル白石株式会社の取締役専務執行役員土木本部長を経て、2017年からは同社及び当社の代表取締役に就任いたしております。長年の業務経験によって得られたコンクリート構造物における専門的な知識及び経営全般に関する豊富な経験・知見を有しており、取締役として引き続き選任をお願いするものであります。



候補者番号

2

はし もと ゆき ひこ
橋 本 幸 彦

(1962年3月4日生)

再任

所有する株式の数

18,910株

取締役就任期間

5年

取締役会出席回数

15/15回
(100%)

■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1985年 4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行） 入行
- 2007年 4月 同行（中国）市場業務部長
- 2009年10月 同行市場営業部証券営業室長
- 2011年 6月 同行市場営業部長
- 2014年 6月 オリエンタル白石株式会社取締役執行役員
経営企画担当
- 2015年 6月 当社取締役
経営企画担当
- 2016年 6月 当社取締役
内部統制担当 経営企画担当
- 2017年 4月 オリエンタル白石株式会社取締役執行役員
経営企画担当 安全・品質・環境担当
- 2018年 4月 同社取締役執行役員
管理本部長兼経営企画担当 安全・品質・環境担当
現在に至る
- 2018年 4月 当社取締役
内部統制担当 経営企画担当 総務担当
- 2019年 6月 当社取締役
内部統制担当 経営企画担当 管理部門担当 コンプライアンス担当
- 2020年 2月 当社取締役
内部統制担当 経営企画担当 管理部門担当 法務コンプライアンス担当
現在に至る

（重要な兼職の状況）

オリエンタル白石株式会社取締役執行役員
管理本部長兼経営企画担当 安全・品質・環境担当

■ 監査等委員でない取締役候補者とする理由

橋本幸彦氏は、株式会社三菱UFJ銀行での業務経験を経て、2014年よりオリエンタル白石株式会社の取締役及び2015年より当社の取締役に就任いたしております。長年の銀行業務により得られた金融に関する専門的な知識及び経営に関する豊富な経験・知見を有しており、取締役として引き続き選任をお願いするものであります。



候補者番号

3

さか した きよ のぶ
坂 下 清 信

(1958年9月11日生)

再任

所有する株式の数

22,554株

取締役就任期間

14年

取締役会出席回数

14/15回
(93%)

■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1982年 4月 日本橋梁株式会社（現O S J Bホールディングス株式会社）入社
 2003年 1月 当社管理本部社長室長
 2006年 6月 当社取締役
 管理本部長 監査室担当兼監査室長 管理本部管理部長
 2009年 7月 当社取締役常務執行役員
 企画管理本部長兼東京本社担当
 2011年 6月 当社代表取締役社長
 監査室長
 2012年 3月 オリエンタル白石株式会社取締役
 2012年 6月 当社代表取締役副社長
 監査室長
 2014年 4月 日本橋梁株式会社代表取締役社長
 現在に至る
 2014年 6月 当社取締役
 内部統制担当
 2015年 3月 株式会社トーア紡コーポレーション取締役
 現在に至る
 2016年 6月 当社取締役
 現在に至る

（重要な兼職の状況）

日本橋梁株式会社代表取締役社長
 株式会社トーア紡コーポレーション取締役

■ 監査等委員でない取締役候補者とする理由

坂下清信氏は、2006年より当社の取締役に就任以降、日本橋梁株式会社の代表取締役、オリエンタル白石株式会社の取締役を歴任されております。長年の業務経験によって得られた鋼構造物部門における専門的な知識及び経営全般に関する豊富な経験・知見を有しており、取締役として引き続き選任をお願いするものであります。



候補者番号

4

しょう

じ

あき

お

正 司 明 夫 (1962年11月2日生)

再任

所有する株式の数

11,941株

取締役就任期間

1年

取締役会出席回数
11/11回
(100%)
■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1985年 4月 オリエンタルコンクリート株式会社（現オリエンタル白石株式会社）入社
 2010年 1月 同社施工・技術本部技術部長
 2010年 3月 同社執行役員施工・技術本部技術部長
 2015年 6月 同社常務執行役員施工・技術本部技術部長
 2016年 4月 同社常務執行役員土木本部技術部長
 2017年 4月 同社常務執行役員技術本部長
 2017年 6月 同社取締役常務執行役員技術本部長
 2019年 4月 同社取締役常務執行役員技術本部長兼情報システム担当
 現在に至る
 2019年 6月 当社取締役技術部門担当
 現在に至る

(重要な兼職の状況)

オリエンタル白石株式会社取締役常務執行役員技術本部長兼情報システム担当

■ 監査等委員でない取締役候補者とする理由

正司明夫氏は、オリエンタル白石株式会社の技術本部技術部長、技術本部長の経験を経て、2017年より同社の取締役に就任いたしております。長年の業務経験により得られた設計、技術部門における専門的な知識及び経営に関する豊富な経験・知見を有しており、取締役として引き続き選任をお願いするものであります。



候補者番号

5

あそ づ かず や
遊 津 一 八

(1958年3月21日生)

再任

所有する株式の数

20,330株

取締役就任期間

1年

取締役会出席回数

11/11回
(100%)

■ **略歴、当社における地位及び担当**

- 1978年 4月 白石基礎工事株式会社（現オリエンタル白石株式会社）入社
2011年 7月 同社施工・技術本部工事部長
2014年 6月 同社執行役員施工・技術本部工事部長
2015年 4月 同社執行役員福岡支店長
2017年 4月 同社執行役員土木事業本部長
2017年 6月 同社取締役執行役員土木事業本部長
2018年 2月 同社取締役執行役員土木事業本部長兼建築担当
現在に至る
2019年 6月 当社取締役施工部門担当
現在に至る

(重要な兼職の状況)

オリエンタル白石株式会社取締役執行役員土木事業本部長兼建築担当

■ **監査等委員でない取締役候補者とする理由**

遊津一八氏は、オリエンタル白石株式会社の福岡支店長、土木事業本部長の経験を経て、2017年より同社の取締役に就任いたしております。長年の経験により得られた技術、施工部門における専門的な知識及び経営に関する豊富な経験・知見を有しており、取締役として引き続き選任をお願いするものであります。



候補者番号

6

か とう ひで あき
加 藤 英 明

(1953年4月27日生)

再任

社外

独立

■ 略歴、当社における地位及び担当

1976年4月 日商岩井株式会社（現双日株式会社）入社
 2000年7月 同社合成樹脂部長
 2001年5月 日商岩井プラスチック株式会社（現双日プラネット株式会社）取締役
 2005年4月 双日タイ会社 社長兼バンコク支店長
 2007年4月 双日株式会社合成樹脂本部長
 2007年4月 双日プラネット株式会社代表取締役社長
 2009年4月 双日株式会社執行役員 機能素材本部長
 2009年4月 双日プラネット株式会社取締役
 2012年4月 双日株式会社常務執行役員 生活産業部門長
 2012年4月 ヤマザキナビスコ株式会社（現ヤマザキビスケット株式会社）取締役
 2012年7月 株式会社JALUX取締役
 2013年10月 双日株式会社常務執行役員
 コンシューマーサービス・開発建設本部長
 2014年4月 同社常務執行役員 アジア・大洋州総支配人
 2014年4月 双日アジア会社 社長兼プノンペン出張所長兼シンガポール支店長
 2017年4月 双日プラネット株式会社取締役会長
 2017年6月 当社取締役
 現在に至る
 2019年4月 双日プラネット株式会社顧問

所有する株式の数

0株

取締役就任期間

3年

取締役会出席回数

14/15回
(93%)

■ 監査等委員でない社外取締役候補者とする理由

加藤英明氏は、双日株式会社の常務執行役員及び双日プラネット株式会社の取締役会長等を務められており、豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督いただくとともに、当社の経営に関し適切な意見をいただいております。社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。



候補者番号

7

す だに ゆう こ
酢 谷 裕 子

(戸籍上の氏名：田村裕子) (1982年4月16日生)

再任

社外

独立

所有する株式の数

0株

取締役就任期間

1年

取締役会出席回数

11/11回
(100%)

■ 略歴、当社における地位及び担当

- 2007年 9月 弁護士登録
虎ノ門法律経済事務所入所
- 2013年 1月 銀座PLUS総合法律事務所パートナー弁護士
現在に至る
- 2019年 6月 当社取締役
現在に至る

(重要な兼職の状況)

銀座PLUS総合法律事務所パートナー弁護士

■ 監査等委員でない社外取締役候補者とする理由

酢谷裕子氏は、法律の専門家としての豊富な経験と専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の強化を含めた経営に関し適切な意見をいただくとともに、当社の監督とチェックの観点から、有用な提言をいただいております。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。



候補者番号

8

もり なが ひろ ゆき
森 永 博 之

(1952年10月25日生)

新任

社外

独立

■ 略歴、当社における地位及び担当

1977年 3月	アイカ工業株式会社入社
2002年 4月	同社首都圏第一営業統括
2003年 4月	同社執行役員化成成品カンパニー副カンパニー長
2003年 6月	同社上席執行役員化成成品カンパニー長
2004年 6月	同社取締役上席執行役員化成成品カンパニー長
2005年10月	同社取締役上席執行役員首都圏第二営業統括
2006年10月	同社取締役上席執行役員首都圏第一営業統括、東京支店長
2008年 1月	同社取締役上席執行役員首都圏第二営業統括
2008年 6月	同社常務取締役首都圏第二営業統括
2008年 7月	同社常務取締役建装材カンパニー長
2009年 7月	同社常務取締役市場開発部担当
2010年10月	同社常務取締役海外事業部担当
2011年 4月	同社常務取締役社長補佐、海外事業部長
2013年 4月	同社常務取締役総合企画部長
2014年 4月	同社常務取締役社長補佐、特命事項担当
2014年 6月	同社監査役
2018年 6月	同社アドバイザー 現在に至る

所有する株式の数

0株

取締役就任期間

新任の取締役候補者のため該当はありません。

取締役会出席回数

新任の取締役候補者のため該当はありません。

■ 監査等委員でない社外取締役候補者とする理由

森永博之氏は、長年にわたりアイカ工業株式会社の取締役を務められており、営業・市場開発関連をはじめとする豊富な経験と幅広い見識をもとに、有用かつ的確な提言をもって、当社の経営の監督に対し十分な役割を果たしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 加藤英明氏、酢谷裕子氏及び森永博之氏の各氏は、社外取締役候補者であります。なお、加藤英明氏、酢谷裕子氏及び森永博之氏の各氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者である加藤英明氏及び酢谷裕子氏の各氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、定款第24条第2項により責任限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を締結しております。本総会において、各氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。また、森永博之氏が原案どおり社外取締役に選任された場合、同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 加藤英明氏は、現在、当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって3年になります。また、酢谷裕子氏は、現在、当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって1年になります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

ご参考：監査等委員である取締役候補者一覧

候補者番号	氏名（年齢）		当社における地位・担当	取締役会／出席回数 （在任年数）
1	くめ きよただ 久米 清忠（満63歳）	新任	常勤監査役	100%（15／15回） 在任年数：0年
2	こじま きみひこ 小島 公彦（満48歳）	新任 社外 独立		
3	ちば なおと 千葉 直人（満42歳）	新任 社外 独立		

（注）久米清忠氏は、現在当社の監査役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって4年になります。

なお、取締役会の出席回数は、当事業年度における監査役としての出席回数です。



候補者番号

1

く め きよ ただ
久 米 清 忠

(1957年2月11日生)

新任

所有する株式の数

7,559株

取締役就任期間

新任の取締役候補者のため該当はありません。

取締役会出席回数

15/15回
(100%)

監査役会出席回数

15/15回
(100%)

■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1979年 4月 オリエンタルコンクリート株式会社（現オリエンタル白石株式会社）入社
 2007年 10月 同社営業本部営業管理部長
 2011年 5月 同社監査部長
 2011年 10月 同社監査室長
 2014年 4月 当社監査室長
 2014年 6月 オリエンタル白石株式会社東京支店管理部長
 2016年 6月 同社監査役
 現在に至る
 2016年 6月 当社監査役
 現在に至る

（重要な兼職の状況）

オリエンタル白石株式会社監査役

■ 監査等委員である取締役候補者とする理由

久米清忠氏は、オリエンタル白石株式会社の監査室長、東京支店管理部長等の経験を経て、2016年より同社監査役ならびに当社の監査役に就任しております。長年の経験により得られた豊富な経験と幅広い見識をもとに、監査役として適切な意見をいただいております。今後も当社の経営の監督等に十分な役割を果たしていただくことが期待できるものと判断し監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

2

こ じま きみ ひこ
小 島 公 彦

(1972年4月19日生)

新任

社外

独立

所有する株式の数

0株

取締役就任期間

新任の取締役候補者のため該当はありません。

取締役会出席回数

新任の取締役候補者のため該当はありません。

■ 略歴、当社における地位及び担当

1995年 4月 株式会社武蔵野銀行入行
2007年 12月 監査法人トーマツ入所
2009年 7月 公認会計士登録
2009年 10月 デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社入社
2016年 9月 税理士登録
2016年 10月 バリューストリーディング合同会社代表社員
現在に至る

(重要な兼職の状況)

バリューストリーディング合同会社代表社員

■ 監査等委員である社外取締役候補者とする理由

小島公彦氏は、バリューストリーディング合同会社の代表社員として公認会計士ならびに税理士として培われた豊富な経験と専門的知識を有しており、主に財務及び会計ならびに税務に関する的確な提言と、独立した立場から取締役の職務の執行を監査・監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

3

ち ば な お と
千 葉 直 人

(1978年5月16日生)

新任

社外

独立

所有する株式の数

0株

取締役就任期間

新任の取締役候補者のため該当はありません。

取締役会出席回数

新任の取締役候補者のため該当はありません。

■ 略歴、当社における地位及び担当

2005年11月 仙台地方裁判所裁判官
 2009年 4月 東京地方裁判所立川支部裁判官
 2010年 8月 弁護士登録
 2010年 8月 ブレークモア法律事務所入所
 2014年 6月 E Y 弁護士法人入所
 2017年10月 D T 弁護士法人入所
 現在に至る

(重要な兼職の状況)

D T 弁護士法人 弁護士

■ 監査等委員である社外取締役候補者とする理由

千葉直人氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士として培われた法務面での専門的知見と豊富な経験を、中立的及び客観的立場から当社の経営に反映していただけるものと判断しており、法律の専門家として有用かつ的確な提言をいただくことが期待できることから、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 小島公彦氏及び千葉直人氏の両氏は、社外取締役候補者であります。なお、小島公彦氏及び千葉直人氏の両氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3. 監査等委員である取締役候補者である久米清忠氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、定款第31条第2項により責任限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を締結しております。本総会において、同氏の選任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。また、小島公彦氏及び千葉直人氏の両氏が原案どおり監査等委員である社外取締役に選任された場合、各氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 久米清忠氏は、現在当社の監査役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって4年になります。

【ご参考】

独立社外取締役の独立性の基準

当社の独立社外取締役の独立性の基準は東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」に規定された独立性基準に下記の基準を加えたものとしており、いずれの項目にも該当しない社外取締役を独立社外取締役と判断しています。

- ①当社グループの出身者及びその家族
- ②過去3事業年度のいずれかの事業年度において、借入額が連結総資産の2%以上を占める借入先の業務執行者
- ③当社の10%以上の議決権を有する大株主及びその業務執行者
- ④当社グループから役員報酬以外に過去3事業年度のいずれかの事業年度において、1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2015年6月26日開催の第1期定時株主総会において年額2億円以内（うち社外取締役分は年額6,000万円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご決議いただき今日に至っておりますが、当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額2億円以内（うち社外取締役分は年額6,000万円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と定めることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（うち社外取締役は3名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、年額4,000万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力を生じた時をもって効力を生じるものといたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬額設定の件

1. 提案の理由

当社の取締役の報酬は、2019年6月21日開催の第5期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）を対象とした株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、現在の取締役に対する本制度に係る報酬額を廃止し、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する報酬額を改めて設定する旨のご承認をお願いするものであります。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続き上のものであり、実質的な報酬額の内容は第5期定時株主総会においてご承認いただきました内容と同一であることから、相当であると考えております。

具体的には、第5号議案としてご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額とは別枠で、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する本制度による報酬額の設定についてご承認をお願いするものであります。

なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたいと存じます。

現時点において、本制度の対象となる取締役（社外取締役を除く。）の員数は5名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役は除く。）は5名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

2. 本制度における報酬等の額及び参考情報

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除き、以下、本議案において「取締役」という。）に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

① 本制度の対象者	当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）
② 対象期間	2020年3月末日に終了する事業年度から2024年3月末日に終了する事業年度まで
③ ②の対象期間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金50百万円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり46,000ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約5年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金50百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、対象期間満了の都度、当社の取締役会の決定により、対象期間を5事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数

に金10百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記（3）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

（3）取締役が交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり46,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する上記②の当社株式の交付は、各取締役が原則としてその退任時において、所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以 上

添 付 書 類
事 業 報 告
(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

■ 事業の全般的状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大によって減速した海外経済の影響を受け急激に悪化し、輸出、生産はともに減少しております。また設備投資は、ソフトウェア投資の増加によりおおむね横ばいを維持しているものの、高い水準で推移していた企業収益や業況感も感染症とそれに伴う自粛の影響によって悪化しており、個人消費の急速な減少とともに、景気は全体として極めて厳しい状況にあります。

一方、公共投資につきましては、国の令和元年度一般会計予算の補正予算において約1.6兆円の予算措置が講じられたことにより、公共事業関連費は、前年度を上回っております。公共工事請負金額も対前年比106.8%と高水準で推移し、令和2年度当初予算の公共事業関係費がほぼ前年度並みの0.8%減となっていることから、関連予算執行の効果発現と併せ、全体として底堅く推移しております。

このような状況におきまして、当社グループ全体で受注活動に取り組んだ結果、当連結会計年度の受注高は、建設事業、鋼構造物事業において前連結会計年度を上回る受注獲得により、654億4千1百万円（前年同期比7.1%増）となりました。

当連結会計年度の主要な受注は、以下のとおりであります。

(建設事業)

- ・ ニューマチックケーソン工事
戸田建設株式会社
「都財務城北中央公園調整池」
- ・ コンクリートの新設橋梁工事
国土交通省中部地方整備局
「令和元年度 河津下田道路河津ⅠCランプ橋PC上部工事」
- ・ 橋梁の補修補強工事
中日本高速道路株式会社
「中央自動車道（特定更新等） 多摩川橋床版取替工事（平成30年度）」
- ・ 一般土木工事
モノレールエンジニアリング株式会社
「東京モノレール羽田空港線 天空橋駅バリアフリー対策工事（2019年度）」

(鋼構造物事業)

- ・ 鋼構造の新設橋梁工事
国土交通省関東地方整備局
〔H31・32本庄道路神流川橋上部工事〕
- ・ 橋梁の補修補強工事
東日本高速道路株式会社
〔道央自動車道 メップ川橋東地区原形復旧工事〕

売上につきましては、建設事業の一部大型工事の着工の遅れがあったものの、総じて工程の遅れもなく順調に推移し、売上高は531億5千8百万円（前年同期比5.6%増）となり、また大規模更新事業等の工事の発注規模の大型化、長期化等から受注残高は、781億9千4百万円（前年同期比18.6%増）となりました。

損益面では、売上総利益は80億1千9百万円（前年同期比1.4%減）、営業利益は37億8千5百万円（前年同期比8.1%減）、経常利益は39億1千5百万円（前年同期比6.4%減）となり、有形固定資産売却益により、親会社株主に帰属する当期純利益は68億2千8百万円（前年同期比111.6%増）となりました。

売上高	531億5千8百万円	営業利益	37億8千5百万円
経常利益	39億1千5百万円	親会社株主に帰属する当期純利益	68億2千8百万円

■ 事業の部門別状況

当社グループの事業は、以下のとおりであります。

- | | |
|----------|---|
| 〔建設事業〕 | プレストレストコンクリートの建設工事及び製造販売、
ニューマチックケーソン・補修補強等の建設工事、耐震補強
建築工事の設計・施工、建設工事用資材の販売 |
| 〔鋼構造物事業〕 | 橋梁等の鋼構造物の設計・製作・架設・補修補強等工事 |
| 〔その他〕 | 太陽光発電による売電事業 |

当連結会計年度の受注高・売上高・受注残高

(単位：百万円)

事業部門	前連結会計年度末 受注残高	当連結会計年度 受注高	当連結会計年度 売上高	当連結会計年度末 受注残高
建設事業	60,009	55,429	47,805	67,633
鋼構造物事業	5,902	9,943	5,284	10,561
その他	—	68	68	—
合計	65,911	65,441	53,158	78,194

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は22億5百万円であり、その主なものは、ニューマチックケーソン工法工事の施工にかかる設備のほか、維持更新のための機械装置及び工具器具備品の買換え等であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、機動的かつ安定的な資金調達のため、取引銀行5行との間でシンジケーション方式による総額45億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当期末において当該契約に基づく実行残高はありません。

(4) 対処すべき課題

公共投資市場は、防災・減災対策や将来を見据えたインフラ老朽化対策の推進、整備新幹線の着実な整備やリニア中央新幹線プロジェクトの推進、全国の高速度道路の大規模更新工事及び4車線化といった事業が引き続き展開され、今後の建設需要は底堅い見通しがあるものの、足元の新型コロナウイルス感染症の収束時期の長期化による建設投資計画の見直しや工事発注時期の延期による受注機会の減少、売上高の減少等が懸念され、先行きの経営環境は不透明な状況が継続するものと予想されます。

当社グループでは、2017年5月に「中期経営計画（2017-2019）～『らしさ』で築きあげる安定と成長～」を策定し、一定の成果を収めることができました。

このような状況のもと、当社グループでは、この度新たに「中期経営計画（2020-2022）～グループの『安定と成長』へ歩みを止めない～」を策定しスタートさせました。この中期経営計画では、当社グループが保有する経営資源をもとに「事業」、「構造」、「投資」、「SDGs」に対する施策を進め、「2030年のあるべき姿」への礎を築くべく、計画達成に向け一丸となって取り組み、企業価値の一層の向上に努めてまいります。

【中期経営計画の基本方針】

①課題解決への貢献

- ・国土強靱化、インフラ老朽化対策、経済活性化、地方創生の課題解決への貢献
- ・これを企業業績の向上につなげる

②深める！広げる！

- ・主力事業のさらなる強化に加え、新規事業、海外事業等へ事業領域を拡充
- ・競争力の強化と生産性の向上に資する研究開発と戦略的投資に注力

③筋肉質そしてフレキシブル

- ・人材育成を通じた体制強化とダイバーシティを推進し、筋肉質でフレキシブルな組織を目指す
- ・リスクマネジメント、モニタリング体制を強化、グループシナジーの発揮、BCPを実践

- ④有形・無形の企業価値向上
- ・安定的な配当継続を目指す
 - ・環境事業を進めるとともに社会貢献に努める

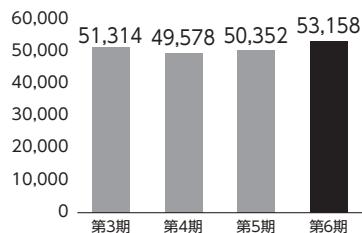
【中期経営計画における経営指標目標（2023年3月期）】

売上高	580億円
経常利益	43億円（経常利益率7.4%）
親会社株主に帰属する当期純利益	29億円
自己資本当期純利益率（ROE）	8%以上
配当性向	40%程度
総還元性向	40%以上

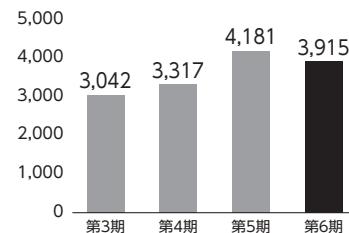
5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第3期 2016年度	第4期 2017年度	第5期 2018年度	第6期 2019年度 (当連結会計年度)
受 注 高 (百万円)	64,133	51,786	61,112	65,441
売 上 高 (百万円)	51,314	49,578	50,352	53,158
経 常 利 益 (百万円)	3,042	3,317	4,181	3,915
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	2,663	2,130	3,226	6,828
1株当たり当期純利益 (円)	22.21	17.81	26.99	57.21
総 資 産 (百万円)	42,597	43,856	46,674	52,173
純 資 産 (百万円)	23,739	25,248	27,799	33,318

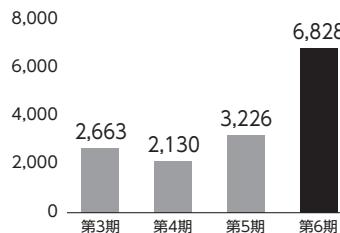
■ 売上高 (百万円)



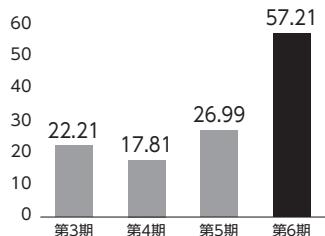
■ 経常利益 (百万円)



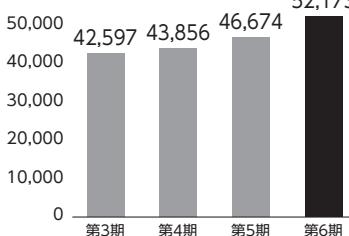
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



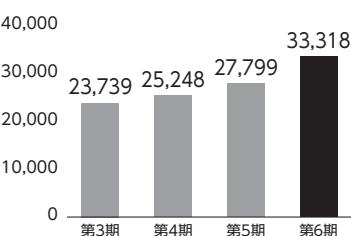
■ 1株当たり当期純利益 (円)



■ 総資産 (百万円)



■ 純資産 (百万円)



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
オリエンタル白石株式会社	500百万円	100.0%	プレストレストコンクリート、ニューマチックケーソン、補修補強等の建設工事
日本橋梁株式会社	40百万円	100.0%	橋梁等の鋼構造物の設計・製作・架設・補修補強等の建設工事
株式会社タイコー技建	20百万円	100.0% (100.0%)	建設工事、工事機材の運搬

(注) 当社の出資比率の()内は、間接所有割合を内数で示しております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
オリエンタル白石株式会社	東京都江東区豊洲五丁目6番52号	4,882百万円	12,146百万円

(7) 主要な営業拠点及び工場

当	社	本社	東京都江東区豊洲五丁目6番52号
オリエンタル白石株式会社	本社	本社	東京都江東区豊洲五丁目6番52号
	支店	支店	東北(宮城県)、東京、大阪、福岡
	営業支店	営業支店	名古屋、広島、四国(徳島県)、沖縄
	営業所	営業所	北海道、岩手、福島、新潟、石川、神奈川、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、滋賀、兵庫、和歌山、島根、鳥取、高知、山口、長崎、熊本、宮崎、鹿児島
	工場	工場	関東工場(栃木県)、滋賀工場、福岡工場
日本橋梁株式会社	本社	本社	大阪府大阪市西区江戸堀一丁目9番1号
	支店	支店	東京
	事業所	事業所	神戸(兵庫県)
	営業所	営業所	仙台、群馬、名古屋、大阪、広島、九州(福岡県)
株式会社タイコー技建	工場	工場	尾道工場(広島県)
	本社	本社	茨城県つくば市緑ヶ原一丁目1番地2

(8) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
842名	2名増	46.4歳	19.5年

(注) 従業員数は就業人員であります。

(9) 主要な借入先の状況

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	571百万円
株式会社三菱UFJ銀行	500百万円

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数
138,809,400株
- (2) 発行済株式の総数
119,153,787株（自己株式 3,359,604株を除く。）
- (3) 株 主 数
20,313名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	27,808 千株	23.33 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	9,924	8.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1,988	1.66
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	1,891	1.58
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 1 5 1	1,645	1.38
S T A T E S T R E E T B A N K W E S T C L I E N T - T R A T Y 5 0 5 2 3 4	1,603	1.34
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	1,483	1.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	1,305	1.09
山 内 正 義	1,192	1.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	1,047	0.87

（注）持株比率は、発行済株式総数から自己株式を控除した株式数を分母に用いて算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、株主還元及び資本効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項及び定款第7条の定めにより、2019年11月13日開催の取締役会決議に基づき、2019年11月14日から2020年3月23日の間、市場取引により、1,153,700株（発行済株式総数に対する割合は0.94%）の自己株式を総額299,984,700円で取得いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役社長※	大野 達也		オリエンタル白石株式会社 代表取締役社長
取締役	橋本 幸彦	内部統制担当 経営企画担当 管理部門担当 法務コンプライアンス担当	オリエンタル白石株式会社 取締役
取締役	坂下 清信		日本橋梁株式会社 代表取締役社長 株式会社トーア紡コーポレーション 取締役
取締役	正司 明夫	技術部門担当	オリエンタル白石株式会社 取締役
取締役	遊津 一八	施工部門担当	オリエンタル白石株式会社 取締役
取締役	住江 清		—
取締役	加藤 英明		双日プラネット株式会社 顧問
取締役	酢谷 裕子		銀座PLUS総合法律事務所 パートナー弁護士
監査役 (常勤)	久米 清忠		オリエンタル白石株式会社 監査役
監査役 (非常勤)	平井 利明		中村・平井・田邊法律事務所 弁護士
監査役 (非常勤)	桃崎 有治		桃崎有治公認会計士事務所 代表 高島株式会社 取締役 (監査等委員)
監査役 (非常勤)	小林 弘幸		オリエンタル白石株式会社 監査役

(注) 1. ※は代表取締役であります。

- 竹田雅明氏及び大即信明氏の両氏は、2019年6月21日開催の第5期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
- 2020年4月1日付をもって次のとおり異動がありました。

氏 名	重要な兼職の状況	
	異 動 前	異 動 後
加藤 英明	双日プラネット株式会社 顧問	—

- 取締役住江清氏、加藤英明氏及び酢谷裕子氏の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 監査役平井利明氏、桃崎有治氏及び小林弘幸氏の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 取締役住江清氏、加藤英明氏、酢谷裕子氏、監査役平井利明氏及び桃崎有治氏の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
- 監査役桃崎有治氏は、公認会計士としての資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行を行わない取締役及び監査役と会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	10名	27百万円	(うち社外取締役4名)	18百万円)
監査役	4名	21百万円	(うち社外監査役3名)	13百万円)

② 社外役員が当社の子会社から当事業年度において受けた報酬等の総額

社外監査役	1名	1百万円
-------	----	------

- (注) 1.上記の取締役の支給人員には、2019年6月21日開催の第5期定時株主総会の終結の時をもって退任した2名を含んでおります。
- 2.2019年6月21日開催の第5期定時株主総会において、取締役に対する株式報酬制度を導入し、2024年3月末日で終了する5事業年度の間に合計金50百万円を拠出限度としたポイントが付与され、別途報酬として支払われるものとしてご承認いただいております。
- 3.当事業年度において、取締役に対する株式報酬支払額は発生しておりません。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社の関係及び当事業年度における主な活動状況

(a) 社外取締役 住江清氏

当事業年度に開催の取締役会15回全てに出席し、長年にわたる企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識をもとに、取締役会の意思決定について適切で様々な意見を適宜行っております。

(b) 社外取締役 加藤英明氏

重要な兼職先であります双日プラネット株式会社と当社の間には、特別な関係はありません。

当事業年度に開催の取締役会15回のうち14回に出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、経営に関し適切な意見を述べるなど、適宜発言を行っております。

(c) 社外取締役 酢谷裕子氏

2007年9月に弁護士登録をしております。

重要な兼職先であります銀座PLUS総合法律事務所と当社の間には、特別な関係はありません。

当事業年度において2019年6月21日の選任後以降に開催の取締役会11回全てに出席し、主として弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、取締役会の意思決定について適切かつ様々な発言を行っております。

(d) 社外監査役 平井利明氏

1991年4月に弁護士登録をしております。

重要な兼職先であります中村・平井・田邊法律事務所と当社の間には、特別な関係はありません。

当事業年度に開催の取締役会15回のうち14回に出席し、また、監査役会15回全てに出席し、主として弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、当社のコンプライアンス体制の構築・維持・改善について発言を行っております。

(e) 社外監査役 桃崎有治氏

重要な兼職先であります桃崎有治公認会計士事務所及び高島株式会社と当社の間には、特別な関係はありません。

当事業年度に開催の取締役会15回のうち14回に出席し、また、監査役会15回のうち14回に出席し、必要に応じ、主として公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保すべく議案の審議に必要な意見表明を行っております。

(f) 社外監査役 小林弘幸氏

重要な兼職先でありますオリエンタル白石株式会社は、当社の子会社であります。

当事業年度に開催の取締役会15回全てに出席し、また、監査役会15回全てに出席し、長年にわたる企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識をもとに、取締役会の意思決定について、必要に応じ、適切で様々な助言、提言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 27百万円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 47百万円 |

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について、監査役会は、前年度の監査実績の分析を行い、当年度の監査体制、監査計画、要員計画及び監査予定時間等を勘案するとともに、経営執行部からの資料と報告を受けて監査報酬見積りの相当性等を確認し、合理的な水準であると判断して同意いたしました。
2. 会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、監査証明業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「新システム導入中における内部統制のレビュー業務」「財務諸表翻訳業務」を委託し対価を支払っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約の締結はいたしておりません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、解任については会計監査人に会社法第340条第1項各号に該当し或いはそれに準じる事実を認め且つ改善の見込みが認められない場合に、また、不再任については会計監査人の業務執行状況、経済状況等諸般の事情を総合的に勘案して会計監査人を再任しないことが適切妥当と判断する場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案内容の決定を行う方針です。

(6) その他の事項

当事業年度に辞任または解任された会計監査人はおりません。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、以下のとおり「内部統制システムの構築に関する基本方針」を取締役会決議により定めております。

〈目的〉

○SJBグループは、「経営理念」、「企業行動規範」に基づき、安定した、より堅固な経営基盤を構築するため、グループの業務運営の適正性・適法性を確保する内部統制システムを整備しております。その状況を監視し実効性を担保するために、グループ各社の取締役等が出席する定期開催の「グループ経営会議」を、グループ各社の情報を適時に共有し、重要事項の審議を行う機関として設置しております。

- ① 当社グループは、内部統制をコーポレート・ガバナンス確保のための重要な基盤と認識し、当社グループが持続的に成長して、堅固な経営基盤を保持し、企業価値を高めていくために、内部統制の強化とその有効性の継続的な監視を行ってまいります。
- ② 当社グループは、内部統制の整備・運用状況については、規範・組織・教育の観点から継続的に評価し、必要に応じて改善を行ない、実効性のある体制の構築に努めます。
- ③ 当社グループは、グループ各社の役職員が企業活動を行なう上で、目標となる経営理念及び守るべき行動規範を定めて企業倫理の徹底を図ります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として毎月1回開催し、定められた重要な業務執行に関する事項を決定し、取締役は、取締役会を通じ他の取締役の業務執行を監督する。
- ② 「監査役監査基準」及び「内部統制システムに係る監査の実施基準」において、監査役は取締役の職務の執行を監視するとともに内部統制システムの整備・運用状況を監査し、必要があると認めたときは、取締役に対しその改善を助言、勧告を行うなど適切な措置を講じる。また、法令・定款に違反する恐れがある事実及び会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、遅滞なく取締役会に報告する。
- ③ 「コンプライアンス規程」及び「内部通報制度運用規程」において、法令違反行為のみならず、あらゆるコンプライアンスに関する事項を対象とした社内通報制度を定め、取締役の職務執行も対象とすることにより、監視体制の強化を図る。

- ④ コンプライアンスに関する規程として、「企業行動規範」を制定し、役職員の教育を行うとともに、コンプライアンスの状況を監査し、また「企業行動規範」の中には、公正で自由な競争に基づく事業活動の推進、社会との調和に関する項目などを明記し適切に対応する。
 - ⑤ 法令又は定款に違反した役職員については、社内規程に基づき取締役会で処分する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁媒体に適正に記録し、取扱いについては、「文書管理規程」に基づき、適切に保存及び管理を行う。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
経営に重大な損失を与えるおそれのあるリスクに適切に対応するため、「リスク管理規程」を制定し、「グループリスク管理委員会」を当社グループのリスク管理機関として、リスクの管理の対応状況をモニタリングし、必要な措置について審議する体制を構築する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 中期経営計画及び年度予算に基づき「グループ経営会議」を通じてグループ各社の目標達成状況を監視し、取締役会において業績について報告、審議する。
 - ② 「取締役会規程」及び「稟議規程」に定める取締役会への付議事項については、社内規程に則り事前に「グループ経営会議」にて審議することにより、取締役会が効率的に管理・監督できる体制を構築する。
- (5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 「関係会社管理規程」において、グループ運営上重要な子会社業務における承認事項及び報告事項を定め、子会社に対し当該事項に係るグループ経営会議での審議又は取締役会の承認を義務付け、連結ベースの中期経営計画、年度事業計画の策定等、グループ全体の状況を管理・監督し、業務の適正及び効率性を確保する。
 - ② 子会社のリスク管理の運用状況を確認するため、「グループリスク管理委員会」において子会社のリスク対応計画について報告を義務付け、定期的に管理状況のモニタリングを実施し、その審議内容を取締役会に報告する。
 - ③ 「コンプライアンス規程」及び「内部通報制度運用規程」は当社グループすべての役職員に対し適用するものとしており、子会社のコンプライアンスの周知・徹底の為の教育・研修といった活動を支援し、監視体制を整備する。
 - ④ 監査室は子会社の業務の執行を監査し、法令又は定款に違反する恐れのある行為に対しては、子会社に対し是正を勧告する体制を構築する。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに、監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役会より職務を補助する使用人を置くことを求められた場合は、内部監査機関である監査室が補助し、監査室員の任命、異動と人事評価については監査役会と協議を行うこととする。
 - ② 監査役は当該使用人に対し補助業務の指揮命令権を有し、監査役の指示の実効性が確保されるよう適切に対応する。
- (7) 取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制等
- ① 取締役は、内部監査の結果並びに法令・定款に違反する恐れがある事実又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を直ちに監査役に報告する。また、監査役は取締役から経営上の重要な事実についても、その報告を求めることができる体制を整備する。
 - ② 「内部通報制度運用規程」において、監査役はその情報の受領先に加わり、その内部通報システムが有効に機能しているかを監視し検証する。また、監査役は、平素より子会社の取締役及び使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備を行う。
 - ③ 監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し当該報告を行ったことを理由にして、解雇その他不利益な取扱いを受けることのないよう、規程に定め報告者本人の保護に適切に対応する。
- (8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 「監査役会規程」において、監査役がその職務の執行について費用の前払等の請求をしたときは、その費用を負担する旨を定め、監査の環境整備を行う。
 - ② 「監査役会規程」及び「監査役監査基準」において、代表取締役との定期的会合、内部監査部門等との連携及び会計監査人との連携を定め監査体制の実効性を高める。
- (9) 反社会的勢力排除に向けた体制
- 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、一切の関係を遮断し、不当要求に対しては毅然とした態度で臨む体制を構築する。

7.業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの構築に関する基本方針」に基づいて、内部体制の整備とその適切な運用に努めております。本年度において実施いたしました内部統制上重要と考える主な取組は以下のとおりです。

(1) コンプライアンスに関する取組

「企業行動規範」「コンプライアンス規程」「内部者取引に関する規程」を定め、社内イントラネットに掲載し周知するとともに、法務コンプライアンス室を設置し、当社、グループ各社宛「コンプライアンス便り」を配信、定期的なミニテストの実施、「コンプライアンスハンドブック」の配布等法令遵守の意識の向上と不正行為の防止に努めております。

(2) リスク管理に関する取組

「グループリスク管理規程」に基づき、本年度はグループリスク管理委員会を2回（8月、2月）開催しております。同委員会において、当社各部門及び子会社から報告された重点リスク対応計画の進捗について定期的にモニタリングを行い、管理状況を取締役会に報告しております。

(3) 職務執行に関する取組

取締役会規程等に基づき取締役会における決議事項等の意思決定の手続きを定め、グループ経営会議を社長の意思決定のための協議機関とし、職務執行の効率化を図っております。本年度は取締役会を計15回開催し、グループ経営会議は18回開催しております。

(4) 子会社管理に関する取組

- ① 「関係会社管理規程」において子会社業務における承認・報告事項を定め、グループ経営会議やグループリスク管理委員会を通じ、子会社の不正再発防止対応を含む執行の管理監督を適切に行うとともに、取締役会において子会社から業務執行状況の報告を受けております。
- ② 当社及び子会社を対象にした内部監査は42拠点、87部署で実施し、監査結果についてグループ経営会議にて報告を行い、グループ全体で情報の共有を図っております。

(5) 監査役監査に関する取組

- ① 当社の監査役は、監査を有効かつ効率的に進めるために取締役会及びグループ経営会議等の重要な会議に出席するとともに、代表取締役、社外取締役、会計監査人並びに当社及び子会社の内部監査部門と定期的に情報交換を行っております。
- ② 「内部通報制度運用規程」において通報者に対する解雇等、不利益な取り扱いの禁止を定め、社内イントラネット上に通報制度の利用案内や、定期的なコンプライアンス情報の発信を通じグループ内での周知を図っております。また社外受付窓口として弁護士の受

付体制を設け、通報者が本制度を利用しやすい環境づくりを行っております。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について特に定めておりません。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と位置づけ、安定した利益配当を継続して実施することを基本方針としております。

この方針のもと、当期業績等を総合的に勘案した結果、当期の配当金につきましては、普通配当につきましては1株あたり8円とさせていただきたいと存じます。

なお、当社は、剰余金配当の最終決定は、株主の皆様の意見を反映できるよう株主総会で決定することとしております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
流動資産	41,667	流動負債	14,486
現金及び預金	14,223	支払手形・工事未払金	8,984
受取手形・完成工事未収入金	24,328	1年内返済予定の長期借入金	285
未成工事支出金	567	未払金	350
材料貯蔵品	166	未払法人税等	1,172
立替金	1,198	未成工事受入金	2,459
未収還付法人税等	1	預り金	779
未収消費税	918	工事損失引当金	44
その他	265	完成工事補償引当金	76
貸倒引当金	△2	その他	334
固定資産	10,505	固定負債	4,367
有形固定資産	7,136	長期借入金	786
建物及び構築物	1,167	株式報酬引当金	22
機械及び装置	2,405	退職給付に係る負債	2,738
土地	2,977	繰延税金負債	821
建設仮勘定	406	負債合計	18,854
その他	179		
無形固定資産	731	〔純資産の部〕	
その他	731	株主資本	33,472
投資その他の資産	2,637	資本金	1,000
投資有価証券	2,259	資本剰余金	459
破産更生債権等	646	利益剰余金	32,977
繰延税金資産	115	自己株式	△963
その他	311	その他の包括利益累計額	△154
貸倒引当金	△695	その他有価証券評価差額金	315
		退職給付に係る調整累計額	△470
		純資産合計	33,318
資産合計	52,173	負債純資産合計	52,173

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		53,158
売上原価		45,138
売上総利益		8,019
販売費及び一般管理費		4,233
営業利益		3,785
営業外収益		
受取利息及び配当金	33	
特許権使用料	52	
スクラップ売却益	19	
財産評定戻入益	42	
その他の	49	197
営業外費用		
支払利息	8	
前受金保証料	27	
支払手数料	11	
その他の	21	67
経常利益		3,915
特別利益		
固定資産売却益	5,904	5,904
特別損失		
工場再編損失	57	57
税金等調整前当期純利益		9,761
法人税、住民税及び事業税	1,428	
法人税等調整額	1,504	2,933
当期純利益		6,828
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		6,828

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,000	453	27,105	△657	27,901
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△956		△956
親会社株主に帰属する当期純利益			6,828		6,828
自己株式の取得				△475	△475
自己株式の処分		5		169	174
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	5	5,871	△305	5,571
当 期 末 残 高	1,000	459	32,977	△963	33,472

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	352	△455	△102	27,799
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△956
親会社株主に帰属する当期純利益				6,828
自己株式の取得				△475
自己株式の処分				174
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△37	△14	△51	△51
当 期 変 動 額 合 計	△37	△14	△51	5,519
当 期 末 残 高	315	△470	△154	33,318

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
流動資産	5,356	流動負債	1,240
現金及び預金	3,123	1年内返済予定の長期借入金	285
前払費用	19	未払金	67
短期貸付金	1,100	未払法人税等	844
1年内回収予定の長期貸付金	285	未払消費税等	37
未収入金	827	その他	5
固定資産	6,789	固定負債	2,049
有形固定資産	425	長期借入金	786
建物	0	株式報酬引当金	22
工具、器具及び備品	16	繰延税金負債	1,240
土地	84	負債合計	3,290
建設仮勘定	323	〔純資産の部〕	
無形固定資産	511	株主資本	8,856
ソフトウェア	511	資本金	1,000
投資その他の資産	5,852	資本剰余金	459
投資有価証券	89	資本準備金	453
関係会社株式	4,917	その他資本剰余金	5
長期貸付金	845	利益剰余金	8,360
		その他利益剰余金	8,360
		固定資産圧縮特別勘定積立金	2,844
		繰越利益剰余金	5,516
		自己株式	△963
		評価・換算差額等	-
		純資産合計	8,856
資産合計	12,146	負債純資産合計	12,146

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		1,344
営業費用		414
営業利益		930
営業外収益		
受取利息	20	
受取配当金	0	
特許権使用料	30	
雑収入	6	58
営業外費用		
支払利息	32	
支払手数料	11	
雑支出	2	47
経常利益		941
特別利益		
固定資産売却益	5,903	5,903
特別損失		
工場再編損失	57	57
税引前当期純利益		6,787
法人税、住民税及び事業税	296	
法人税等調整額	1,436	1,732
当期純利益		5,054

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				固定資産圧縮特別積立金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	1,000	453	－	453	－	4,262	4,262
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△956	△956
固定資産圧縮特別積立金の積立					2,844	△2,844	－
当 期 純 利 益						5,054	5,054
自 己 株 式 の 取 得							
自 己 株 式 の 処 分			5	5			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	－	－	5	5	2,844	1,253	4,098
当 期 末 残 高	1,000	453	5	459	2,844	5,516	8,360

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	△657	5,058	－	－	5,058
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△956			△956
固定資産圧縮特別積立金の積立					－
当 期 純 利 益		5,054			5,054
自 己 株 式 の 取 得	△475	△475			△475
自 己 株 式 の 処 分	169	174			174
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	△305	3,797	－	－	3,797
当 期 末 残 高	△963	8,856	－	－	8,856

独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

○ S J B ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山田 大 介 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 櫻井 紀 彰 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川口 靖 仁 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、○ S J B ホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、○ S J B ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

○ S J B ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山田 大 介 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 櫻井 紀 彰 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川 口 靖 仁 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、○ S J B ホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、監査室その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、監査室その他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

なお、過去に発生いたしました連結子会社従業員による不正行為に対する再発防止策について、監査役会として今後とも当該施策の継続的な運用及びその実効性について監視及び検証を実施いたします。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人 の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人 の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

○ S J Bホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	久 米 清 忠	㊟
監査役	平 井 利 明	㊟
監査役	桃 崎 有 治	㊟
監査役	小 林 弘 幸	㊟

(注) 監査役平井利明、監査役桃崎有治及び監査役小林弘幸は社外監査役であります。

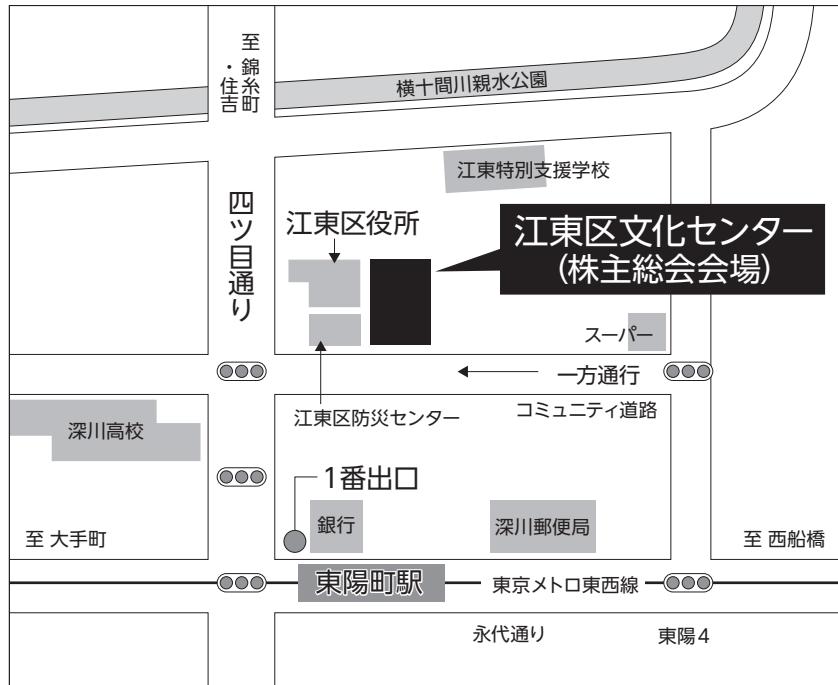
以 上

株主総会会場ご案内図

(昨年と会場が異なりますので、お間違えの無いようご注意ください。)

会場：東京都江東区東陽4丁目11番3号

江東区文化センター ホール



・東京メトロ東西線「東陽町」駅 1番出口より徒歩5分

※駐車場・駐輪場の用意ができませんので、公共交通機関等をご利用下さい。

※総会ご出席者へのお土産をご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。